

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第43号

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市介護保険条例施行規則（平成12年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例居宅介護サービス費等の額)</p> <p>第6条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（<u>特定福祉用具の購入に要した費用を除き、</u>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第61条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</p> <p>(特例居宅介護サービス計画費の額)</p> <p>第7条 法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条</p>	<p>(特例居宅介護サービス費等の額)</p> <p>第6条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、<u>認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、</u>食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第61条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</p> <p>(特例居宅介護サービス計画費の額)</p> <p>第7条 法第47条第2項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2</p>

第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）に相当する額とする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第9条 法第50条に規定する災害その他の省令第83条に規定する特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける法第50条各号に掲げる介護給付については、次の表左欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合とする。

<省略>

2及び3 <省略>

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第10条 法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額（法第51条の3第2項第1号に定める額）及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額（法第51条の3第2項第2号に定める額）の合計額とする。

(特例介護予防サービス費の額)

第11条 法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準によ

項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）に相当する額とする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第9条 法第50条に規定する災害その他の省令第83条に規定する特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける法第50条各号に掲げる介護給付については、次の表左欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合とする。

<省略>

2及び3 <省略>

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第10条 法第51条の3第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額（法第51条の2第2項第1号に定める額）及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額（法第51条の2第2項第2号に定める額）の合計額とする。

(特例居宅支援サービス費の額)

第11条 法第54条第3項に規定する特例居宅支援サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算

り算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第84条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

（特例介護予防サービス計画費の額）

第12条 法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）に相当する額とする。

（介護予防サービス費等の額の特例）

第13条 法第60条に規定する災害その他の省令第97条に規定する特別の事情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける法第60条各号に掲げる予防給付については、次の表左欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合とする。

定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第84条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

（特例居宅支援サービス計画費の額）

第12条 法第59条第2項に規定する特例居宅支援サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）に相当する額とする。

（居宅支援サービス費等の額の特例）

第13条 法第60条に規定する災害その他の省令第97条に規定する特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける法第60条各号に掲げる予防給付については、次の表左欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合とする。

<省略>	<省略>
<p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>(特例特定入所者<u>介護予防</u>サービス費の額)</p> <p>第14条 法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者<u>介護予防</u>サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額（法第61条の3第2項第1号に定める額）及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額（法第61条の3第2項第2号に定める額）の合計額とする。</p>	<p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>(特例特定入所者<u>支援</u>サービス費の額)</p> <p>第14条 法第61条の3第2項に規定する特例特定入所者<u>支援</u>サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額（法第61条の2第2項第1号に定める額）及び当該滞中に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額（法第61条の2第2項第2号に定める額）の合計額とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。